

改善報告書

大学名称 山形県立米沢栄養大学 (大学評価実施年度 2020 年)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

山形県立米沢栄養大学(以下、「本学」という)では、2021(令和3)年3月12日付で「大学評価(認証評価)結果」の通知を受け、学長及び学部長をはじめ関係教職員に結果の内容を共有するとともに、同年3月18日の教授会、6月18日の山形県公立大学法人(以下、「本法人」という)「経営審議会」及び「教育研究審議会」にて報告した(資料1-1、1-2)。

改善に向けた取り組みに関しては、学長の指示のもと、まずは認証評価受審にかかる事務を所管した自己評価改善・SDFD委員会において内容を精査し、対応方針と担当部署の検討を行ったのち、各担当部署へ対応を依頼した。担当部署は、「基準2 内部質保証」は学長、学部長及び自己評価改善・SDFD委員会、「基準4 教育課程・学習成果」は教務学生委員会、「基準6 教員・教員組織」は研究科委員会とした(資料1-3、1-4)。以降は、自己評価改善・SDFD委員会が定期的に対応状況について進捗を管理するとともに、教授会にて報告し、学長、学部長及び教員等に意見を仰いだ(資料1-4、1-5)。

是正勧告のあった「基準2 内部質保証」に関しては、自己評価改善・SDFD委員会を中心に内部質保証システムの整備について検討を開始し、検討内容をもとに、学長を含む本法人の役員等で構成する「役員会議」にて議論を進め、進捗状況を教授会にて随時報告し、最終的に2022(令和4)年12月1日の「教育研究審議会」の承認を経て、2023(令和5)年4月1日に「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証推進体制」を策定した(資料1-6、1-7、1-8)。

2023(令和5)年4月からは、「内部質保証に関する方針」に基づき、自己評価改善・SDFD委員会のもとに内部質保証専門部会を組織し、同部会を中心に本学における内部質保証を推進することとしている。

<根拠資料>

資料1-1 令和2年度第11回山形県立米沢栄養大学教授会議事要録

資料1-2 令和3年度山形県公立大学法人第1回経営審議会・第1回教育研究審議会議事録

資料1-3 令和3年度自己評価改善・SDFD委員会6月議事録

資料1-4 米沢栄養大学認証評価の指摘事項への対応

資料1-5 令和4年度第11回山形県立米沢栄養大学教授会議事要録

資料1-6 令和4年度山形県公立大学法人第3回経営審議会・第4回教育研究審議会議事録

資料1-7 山形県立米沢栄養大学内部質保証に関する方針

資料1-8 内部質保証推進体制

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言（全文）	<p>中期計画に内部質保証に関する目標は示されているものの、大学として内部質保証の推進に関する方針及び手続を策定しておらず、内部質保証に関する考え方が明確になっていない。また、「中期計画推進委員会」が中期計画に基づく年度計画の振返りを毎年度行っているものの、中期計画の達成見込みを把握するにとどまっておらず、長所や課題を抽出する実質的な自己点検・評価が行われていない。加えて、「中期計画推進委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織と位置付けているものの、「教育研究審議会」「経営審議会」等の内部質保証における主要な会議体にかかるそれぞれの権限や役割分担が明確になっておらず、各会議体の連携のもと「中期計画推進委員会」が内部質保証推進組織としての役割を果たせる体制となっていない。これらことから、内部質保証に関する方針・手続きを定め、これに沿って各会議体の権限・役割分担を規程等において明示したうえで、自己点検・評価を通じて長所や課題の把握を適切に行い、内部質保証推進組織のマネジメントのもと、点検・評価結果に基づいて改善・向上に繋げる内部質保証のプロセスを機能させるよう、是正されたい。</p>
	大学評価時の状況	<p>「中期計画推進委員会」を中心に、中期計画及び年度計画の取組みにより、内部質保証の推進を図っていた。しかし、計画の達成状況を確認し、その達成状況から次年度の計画を策定するものの、長所や課題を抽出して自己点検・評価を行うことが不十分だった。また、内部質保証に係る手続きや各組織の権限・役割分担について規程等で定めておらず、内部質保証システムが明確に整備されていなかった。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>自己評価改善・SDFD委員会を中心に、各種規程や通知、他学の状況等を参考に内部質保証システムの整備について検討を開始し、検討内容をもとに、学長を含む本法人の役員等で構成する「役員会議」にて議論を進め、進捗状況を教授会にて随時報告し、最終的に「教育研究審議会」の承認を経て、2023（令和5）年4月1日に「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証推進体制」を策定した。</p>

		<p>以前は、「中期計画推進委員会」を内部質保証の中心組織としていたが、方針の策定により、自己評価改善・SDFD委員会が内部質保証を所管し、内部質保証を推進する組織として自己評価改善・SDFD委員会のもとに内部質保証専門部会（以下、「専門部会」という）を新たに組織することとし、本学における内部質保証の中心となる組織を明確化した。なお、内部質保証に関する責任者は学長としている。また、方針では、「教育研究審議会」は自己点検・評価に関する報告書に対し意見する立場となり、「中期計画推進委員会」は自己点検・評価の結果をもとに法人が策定する年度計画に反映することになる（資料 1-7、1-8）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>現在は、専門部会にて、内部質保証にかかる自己点検・評価の実施方針・評価方法について、長所や課題を抽出する等により十分な自己点検・評価が行われるよう検討を進めているところであり、今後、それが定められたのち、自己点検・評価を実施していくことになる。</p>			
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 1-7 山形県立米沢栄養大学内部質保証に関する方針 資料 1-8 内部質保証推進体制</p>			
<p><大学基準協会使用欄></p>					
	<p>検討所見</p>				
<p>改善状況に関する評定</p>	5	4	3	2	1

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	学士課程において、学習成果の測定の指標としてGPAや管理栄養士国家試験の結果を用いているが、学位授与方針に示す学習成果の把握という観点からは不十分であるため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	総合的な学習成果の把握のための指標として、2019年（令和元）年度からGPAを導入しているが、GPAは成績評価の平均値であり、学位授与方針に示した学習成果の把握が不十分であった。また、管理栄養士国家試験や模擬試験も学習成果の評価に用いているが、学位授与方針で示した学習成果との関係性が不明瞭であった。
	大学評価後の改善状況	<p>教務学生委員会では、「学習成果測定のための多角的な指標」について検証を行い、また、ルーブリックやGPA値の活用方法を検討し、他学の状況も参考にしながら、それらを踏まえて改善に着手した。</p> <p>2022（令和4）年後期より、学生による学習成果の把握の一助として、学年別・学期別毎に全体のGPA値分布図を作成、学務システムを通じて開示した（資料2-(2)-1-1、2-(2)-1-2）。また、教務学生委員会において、カリキュラムマップを作成し、ディプロマポリシーとの関係性を示すとともに、「管理栄養士・栄養士養成のためのモデル・コア・カリキュラム」の学修目標を活用した、学位授与方針に示す学習成果の把握のための具体的な評価シートの開発・作成を進めている。（資料2-(2)-1-3、2-(2)-1-4、2-(2)-1-5）</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>開発した評価シートは、学修目標の内容がどの程度身に付いたかのルーブリックにより、学生が自己評価するもので、2024（令和6）年度から運用を開始しており、教員は、学生と面談する際にその評価シート等を基にアドバイスを行っている。今後は、データを多角的な指標により分析し、教育活動の改善に活用していく。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料2-(2)-1-1 令和4年度第4回教務学生委員会報告 資料2-(2)-1-2 令和4年度後期GPA分布図（栄養大） 資料2-(2)-1-3 令和5年度第3回教務学生委員会報告

		資料 2-(2)-1-4 検討計画書 資料 2-(2)-1-5 山形県立米沢栄養大学学修成果自己評価システム
<大学基準協会使用欄>		
	検討所見	
	改善状況に関する 評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
2	基準	基準 6 教員・教員組織
	提言（全文）	教育改善に関する大学院固有のFDが行われていないため、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	<p>本学のFD活動は、教員3名と職員2名から構成される自己評価改善・SDFD委員会のもと、FD・SD研修会が開催されている。本学では、大学院の教員はすべて大学で授業を担当しているため、大学のFD・SD研修会を大学院にも適用できるものと見なし、大学院固有のFD研修会を行っていない。</p> <p>なお、大学評価を受審している際、大学院固有のFD研修会を行っていないことの問題点を認識するに至った。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>大学評価を受審している際、大学院固有のFD研修会を行っていないことの問題点を認識するに至ったため、2020（令和2）年度、9月開催の「令和2年度第4回山形県立米沢栄養大学大学院研究科委員会」において、大学院固有のFD研修会の在り方について検討し、教員の資質向上を目的として、各教員の研究内容を発表する研修会を定期的実施していくの方針が決まった（資料2-(2)-2-1）。それにより同年度内に、本学研究科教員が講師となり、「タンパク質の関数であるTEEとNPC/Nの考察と食品栄養科学の立場から大学院教育における一考」をテーマに第1回目の研修会を実施した。</p> <p>その後も毎年定期的にFD研修会を実施しており、本学研究科教員が講師となるもののほか、他大学院の取り組みを参考にするため、外部講師を招いた研修会も開催している。（資料2-(2)-2-2）</p> <p>以上から、大学院固有のFD実施については改善が図られている。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-2-1 令和2年度第4回山形県立米沢栄養大学 大学院研究科委員会議事要録 資料 2-(2)-2-2 2020～2023年度大学院研修会記録

＜大学基準協会使用欄＞					
検討所見					
改善状況に関する 評価	5	4	3	2	1